平成２３年（フ）第１３９号
長崎県長崎市坂本１丁目１番15号　Ｂコーポ
Ⅱ803
債務者　髙橋　征明
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０７号
長崎県長崎市葉山２丁目25番13号　西岡アパート２階、旧住所長崎県長崎市立岩町１番31号
債務者　世羅　秀幸
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２２号
長崎県長崎市江平１丁目14番15号
債務者　金〆　信一
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２５号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷1146番地１―Ａ棟103号
債務者　松本　丈子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３５号
長崎県長崎市川平町1374番地２
債務者　柿野　健児
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３９号
長崎県長崎市昭和３丁目504番地19、旧住所岐阜県美濃加茂市川合町４丁目４番７号
債務者　野村　直樹
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４９号
長崎県西彼杵郡長与町岡郷1479番地２―205号
債務者　徳永　道乃
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５３号
長崎県長崎市上銭座町11番１―305号
債務者　増本　久男
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５８号
長崎県長崎市清水町５番61号　プロミネント清水103号室、旧住所東京都豊島区池袋１丁目15番７号
債務者　村本　佐織
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６０号
長崎県長崎市深堀町１丁目161番地27　県営住宅深堀団地Ａ６棟402号
債務者　今田　紀子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６９号
香川県坂出市築港町１丁目５番25号
債務者　西桶　雄大
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第５８９号
千葉市中央区浜野町929番地
債務者　加藤　　衛
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６４１号
千葉県八千代市大和田62番地13
債務者　奥野　伴子
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６４８号
千葉市中央区生実町2140番地１　アムールおゆみ台202号
債務者　大前　智司
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６６８号
千葉市中央区仁戸名町319番地８　シュルクレール２―101号
債務者　小川由佳子
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６８４号
千葉市中央区仁戸名町548番地３
債務者　志和　豊子
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７００号
千葉市若葉区加曽利町1555―７小林方、住民票上の住所千葉市中央区矢作町234番地４で・すている101号
債務者　中山　健一
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係